公 安 委 員 会 「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する 法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具 令和7年8月7日

説明資料No. 1 |を定める政令案」等について

生活安全局

#### 趣旨

「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」(令和7年法律第75号。 以下「法」という。)の一部施行に伴い、所要の政令の制定等を行うもの。

## 2 政令案等の概要

(1) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する 指定金属切断工具を定める政令案

ア 法第2条第5号に規定する指定金属切断工具は、次に掲げるものとする。

- (ア) ケーブルカッターであって、次のいずれかに該当するもの
  - a 長さが45センチメートル以上であるもの
  - b 回転式の刃体を特定の方向にのみ回転させる機構を備えているもの
  - c 刃体を駆動させるための電気装置又は油圧装置を備えているもの
- (イ) ボルトクリッパーであって、次のいずれかに該当するもの
  - a 長さが75センチメートル以上であるもの
  - b 刃体を駆動させるための電気装置又は油圧装置を備えているもの
- イ 警察庁組織令(昭和29年政令第180号)の一部を改正し、生活安全局生 活安全企画課の所掌に法の施行に関することを追加する。
- 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部の施行期日を定め る政令案

法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日を令和7年9月1日とする。

(3) 警察法施行規則の一部を改正する内閣府令案

警察法施行規則(昭和29年総理府令第44号)の一部を改正し、犯罪抑止対 策室及び地域警察指導室の所掌に法の施行に関することを追加する。

3 意見公募手続の実施結果

2(1)について意見公募手続(令和7年6月27日から同年7月26日まで)を実 施した結果、15件の意見が寄せられた。

これらの内容について検討した結果、表記の適正化のため、所要の技術的修 正を行うこととする。

#### 4 今後の予定

令和7年8月20日(水)公布、同年9月1日(月)施行

公 安 委 員 会 「古物営業法施行規則の一部を 令和7年8月7日 説明資料No. 2 改正する規則案」について 生 活 安 全 局

#### 1 趣旨

近年、金属類(銅板、銅線、溝蓋・マンホール等)を被害品とする窃盗である金属盗が急増していることを踏まえ、古物たる金属製物品の窃盗の防止を図るため、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「規則」という。)について、所要の改正を行うもの。

### 2 規則改正案の概要

古物営業法(昭和24年法律第108号。以下「法」という。)は、古物商に対し取引の相手方の確認義務及び取引時の帳簿等への記載義務(以下「本人確認義務等」という。)を課しているが(法第15条及び第16条)、対価の総額が1万円未満となる取引については、これらの義務を免除している(法第15条第2項、規則第16条第1項)。ただし、一部物品については、例外的に取引金額の多寡にかかわらず、本人確認義務等を免除しないこととしている(規則第16条第2項)。

現下の厳しい金属盗情勢を踏まえ、窃盗被害が急増している金属製物品の古物取引市場への流入を抑止するため、規則を改正し、古物に該当する電線、グレーチング、エアコンの室外機等についても、取引金額の多寡にかかわらず本人確認義務等の対象とするものである。

# 3 意見公募手続の実施結果

意見公募手続(令和7年6月27日から同年7月26日まで)を実施した結果、53件の意見が寄せられた。

これらの内容について検討した結果、原案の修正を要するものとは認め られないため、原案のとおり改正することとする。

#### 4 今後の予定

令和7年8月20日(水)公布、同年10月1日(水)施行

# 公安委員会 説明資料No. 3

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正 化に関する法律の一部を改正する法律の 施行に伴う猟銃安全指導委員規則の一部 生活安全局 を改正する規則案」について

令和7年8月7日

#### 改正の概要 1

令和7年4月25日に公布された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正 化に関する法律の一部を改正する法律」(令和7年法律第28号。以下「改 正法」という。)により、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関す る法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。) 第2条 第9項が同条第10項に項ずれすることに伴い、猟銃安全指導委員規則(平 成21年国家公安委員会規則第12号)第4条第1号において引用する鳥獣保 護管理法の条項番号である「第二条第九項」を「第二条第十項」に改正す るもの。

#### 2 施行期日

改正法の施行の日(令和7年9月1日)

## その他

本改正案は、行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第4項第8号に 該当し、意見公募手続を実施しないことから、その旨を公布と同時期に公 示する(同法第43条第5項)。

公安委員会

国家賠償請求訴訟判決を受けた

令和7年8月7日 長 官 官 房

|説明資料No. **4** 

反省事項と再発防止対策について

警 備 局

- 1 国家賠償請求訴訟判決を受けた警察庁外事課における対応の反省事項と 公安・外事部門の捜査における再発防止策について(警察庁報告書)
  - 1 はじめに
  - 2 不正輸出事件捜査と警察庁の関係
  - (1) 個別事件捜査における警察庁の役割
  - (2) 不正輸出事件捜査に係る警察庁の体制等 ア 不正輸出事件捜査に係る警察庁の体制
    - イ 不正輸出事件捜査の性質を踏まえた警察庁外事課の対応
  - 3 本件捜査における警察庁外事課の対応
  - (1) 警視庁外事第一課による捜査機関解釈の採用への対応
  - (2) 緻密かつ適正な捜査の観点からの本件捜査への対応
  - (3) 小括
  - 4 再発防止策
  - (1) 不正輸出事件捜査の在り方の見直し
    - ア 経済産業省との緊密な連絡・調整
    - イ 不正輸出事件捜査における評価の在り方の見直し
    - ウ 取調べの録音・録画
  - (2) 公安・外事部門における適正捜査を確保するための体制の整備等ア 体制の整備
    - イ 都道府県警察に対する指導の強化
    - ウ 捜査指揮能力の向上のための研修の充実・強化
    - エ 都道府県警察公安・外事部門への多様な知見・人材の取り入れ
  - 5 おわりに
- 2 国家賠償請求訴訟判決を受けた警察捜査の問題点と再発防止策について (警視庁報告書)

はじめに

- 第1 逮捕当時の本件の概要
  - 1 第1事案
  - 2 第2事案
- 第2 事案の経過
- 第3 控訴審判決の要旨
  - 1 第一審判決及び控訴審判決の比較
  - 2 控訴審判決の要旨
- 第4 捜査上の問題点
  - 1 捜査指揮について
  - 2 取調べ・弁解録取について
- 第5 再発防止策
  - 1 緻密かつ適正な捜査の徹底のための取組
    - 2 より良い捜査指揮に資するための意思疎通の円滑化
  - 3 不正輸出に係る外為法違反取締りの在り方の見直し
- 第6 公訴取消し後の対応
  - 1 公訴取消し後の訴訟対応について
  - 2 訴訟における主張について
  - 3 外事第一課において実施されたアンケートについて

おわりに